

—平成23年— 確定申告状況

平成23年分の所得税、個人消費税、贈与税の確定申告の状況が公表されました。所得税の確定申告書を提出した人は、3年連続の減少で、前年比5.6%の減少となっています。

(1) 確定申告書提出者のうち納税人員の特色

納税人員と所得金額はいずれも減少しているにもかかわらず、申告納税額は増加しています。この原因は平成23年分から年少扶養親族の廃止があり所得控除の減少が原因と考えられます。

(2) 個人事業者の消費税の申告状況

申告件数と申告納税額は平成17年分から6年連続でいずれも減少しています。ちなみに平成17年分から事業者免税点が3,000万円から1,000万円に改正されています。

(3) 贈与税の申告状況

申告人員と納税人員と申告納税額（以下3項

ナマの税務相談室

Q このたび、会社の倒産によりその会社の社長である友人（以下甲という）が自己破産いたしました。その結果、債権者集会で自分の家屋を処分せざるを得なくなりました。

A イヤー大変だったですね。この長引く不況で会社の倒産が多い世相ですが、本当に気の毒でございます。

Q 本日はその家屋の処分に係る税務関係の処理についてご相談いたしました。実は、土地は甲の母が所有しており、売却先は甲の姉（以下乙という）です。ここに不動産売買契約書、建物の登記簿謄本等を持参いたしました。

A 分かりました。この不動産売買契約書によりますと売買価格は70万円ですね。建築後40年経過していますが、かなり安い金額ですね。債権者集会でこの金額について異議を申

自己破産と

関連税務

し立てた発言者はいませんでしたか？

Q 実は、その金額に対して質問は出たのことです。しかし、土地は甲以外の母の所有ですし、使用貸借契約でしたから、その説明を弁護士がいたしましたところ会場は納得いたしましたそうです。また、不動産関連の上場会社からこの家屋評価に関する調査報告書を持参いたしました。

A その資料では評価は250万円。所得税法では個人間の売買に関し見做し譲渡の規定は無いので70万円が譲渡価格です。

今回の甲さんは自己破産者ですから仮に譲渡所得が生じても資力喪失状態であれば所得税は非課税です。但し、甲より著しく低い対価で財産を譲り受けた乙はその財産の時価250万円と支払った対価70万円との差額180万円については贈与税申告が必要です。

[参考] 所法9条、59条、相法7条

ナマの税務相談室

目）はいずれも増加しました。とくに申告納税額は過去10年間で最高となっています。特徴的なのは、暦年課税の3項目はいずれも増加しているのに対して、相続時精算課税の3項目はいずれも減少しています。

暦年課税の増加傾向等は、相続税の基礎控除の引き下げが予定されるなどに対する相続対策としての生前贈与の増加などが原因と考えられます。

(4) e-Tax

税務署などの申告会場に赴くことなく、自宅等から申告することが可能であり、税理士による代理送信の実績も飛躍的に伸びている電子申告のメリットは主に次の3点となります。

- ① 最高4,000円の税額控除を受けることができます。
- ② 添付書類の提出省略をすることができます。
- ③ 書面での提出に比べて還付金が早期に還付されます。

また、平成24年分から今までe-Taxできなかった贈与税の申告も送信できるようになります。